**４　弁護士の活動領域拡大・若手会員支援**

　真に必要な法的サービスを社会に遍く浸透させるという司法改革の理念から、弁護士の活動領域を拡大する取り組みは必要不可欠であり、個々の弁護士の才覚に頼るのではなく、弁護士会や会派が有為な人材を結集して総力を挙げて進めなければならない。

　他方で、法曹人口の急増に伴い、若手会員の業務基盤の脆弱化やOJT不足、会務・会派離れも深刻な問題となっており、活動領域拡大を進めていくためにも、弁護士会による若手会員の支援は必要不可欠である。

　そして、かかる活動領域拡大・若手会員支援は、若手会員自身の手によって実現していくことの意義は計り知れない。若手弁護士は、自由闊達な発想や軽快なフットワーク、インターネットやスマートフォン等の情報技術を駆使できるといった強みがある。若手会員自身こそが、自らの置かれた厳しい環境を肌で感じ、これを克服する現実的で具体的なアイデアを出して実現することができる。

　東弁は、かかる趣旨から、2014（平成26）年9月に、主に若手会員で構成される弁護士活動領域拡大推進本部及び若手会員支援センターを立ち上げた。弁護士活動領域拡大推進本部は、弁護士トライアル制度（非常勤業務受託弁護士）の創設、在日外国人への法的サービスの調査、スマートフォンを通じた市民・企業への情報発信の準備、広報戦略のサポート（その一環として、東京ドームでの広報企画の実施）、少額債権サービシングに関する新方式の検討等を実現し、進めている。若手会員支援センターは、若手会員のOJTのための上野松坂屋での無料法律相談の実施、会員向けスマートフォン用アプリケーションの開発準備、開業経験者の体験を盛り込んだ開業マニュアルの作成やシンポジウムの実施等を実現し、進めている。

　また、上記の趣旨から、若手会員が弁護士会の政策を具体的に提言することも大きな意義がある。親和全期会は、2010年度に経営企画室構想を含めた「東弁の将来構想に関する意見」を公表し、2013年度に理事者付嘱託の創設を提言した。その後、2014（平成26）年11月に東弁で9名の理事者付嘱託が採用され、若手会員による提言が具体的な政策に結実したと評価できる。

**(1)　弁護士の活動領域拡大について**

**① 領域拡大の意義・目的－法の支配の徹底のために**

法曹人口の増大や昨今の弁護士を取り巻く厳しい状況を踏まえ、弁護士の活動範囲の

拡大、領域拡大が叫ばれて久しい。この課題に、個々の弁護士のみならず、日弁連や、各単位会といった弁護士会も本腰を入れて取り組んできている。

かかる領域拡大を論じるにあたり、まず、領域拡大の意義や目的を確認しておく。

弁護士同士や弁護士会で領域拡大の議論をすると、ややもすると弁護士の売り上げや

収益の確保のためという、内向きな議論になりがちである。

しかし、弁護士の領域拡大の意義や目的は、そこにあるのではない。

弁護士の領域拡大の意義や目的は、これまでの弁護士業務において、対象とされてこなかったり、十分にはフォローされていなかった分野・ 領域に対し、市民や企業等が真に必要とする法的サービスを提供し、もって法の支配の徹底を目指すものである。決して弁護士や弁護士会向けの内向きな議論ではない。

この点を見誤ると、我々弁護士や弁護士会はやがて市民等に見放されてしまうだろう。

領域拡大を論ずるにあたっては、常にこの視点を忘れてはならない。

**② 施策－会派や弁護士会が遂行する必要性**

弁護士の領域拡大は、弁護士が自由業であり個人事業主であることからすると、個々

の弁護士一人一人の責任においてなされるのが本筋といえよう。実際、先達は、自らの才覚と責任において、切り拓いてきた。弁護士の中には、いまだに同様の主張や意見を述べるものも少なくないであろう。

しかし、司法修習を終了したにもかかわらず、弁護士登録をしない者が一定数存在し、また登録してもＯＪＴの機会すら十分に与えられない弁護士が依然として少なからずいる厳しい現実を踏まえると、これまでと同様に個々の弁護士の才覚に委ねるという意見は、説得力をもたないであろう。市民や企業等が真に必要とする法的サービスを提供し、もって法の支配の徹底を目指すには、個々の弁護士の才覚やセンスにのみ頼るのではなく、会派や弁護士会に有為な人材を結集して弁護士・弁護士会が一丸となって取り組んではじめて達成できるものである。

このように、現在の弁護士・弁護士会を取り巻く厳しい状況においては、会派や弁護

士会こそが、新たな領域拡大の担い手たる立場を期待されているのである。特に弁護士会は、各単位会に所属するすべての弁護士で構成されており、対外的な信用力や財政的な裏付けの観点から、中心的な担い手たるべき立場にあるといえよう。

**③ 具体的な取り組み**

　(ア)　東弁の各会派において、それぞれ特色ある取り組みがなされているが、本稿では、上述のとおり中心的な担い手を期待されている東弁における取り組みを紹介したい。

　　　　東弁では、2014（平成26）年9月に、弁護士活動領域拡大推進本部（以下「推進本部」という）が設置され、東弁における弁護士活動領域の推進を担う中心的な組織が立ち上がった。推進本部の設置要綱第 2 条の目的には、「… ⑴ 弁護士の活動領域の拡大に関する情報収集及び調査、⑵ 本会内における各組織からなる拡大会議の開催、⑶ 会員に対する活動領域の拡大に必要な情報提供、⑷ 会員を対象とした研修会、シンポジウム等の実施」と規定され、メンバーも司法修習50期以下で構成されおり、まさに弁護士の領域拡大のための組織といえよう。

　　(イ)　現在、推進本部の各ＰＴにて実施若しくは検討されているメニューは以下のとおりである。同本部は下記のメニュー以外にも検討中の企画や制度がいくつもあり、若手会員が従来にない発想で自由闊達に多様なアイデアを出して、実現に向かっているのが特徴である。

　　(ａ)　弁護士トライアル制度の実施

　　これは、弁護士会が企業・自治体等と会員をマッチングし、法律事務所に籍を置きつつ弁護士が、週のうち1～3日程度を企業内で執務する制度を設けることで（業務委託契約を想定）、今後組織内弁護士を採用することを考えていて試行的に弁護士と契約したいと考えている企業のニーズに応え、企業にとって組織内にいる弁護士の有用性・必要性を知ってもらう制度であり、2015（平成27）年9月に導入されたものである。既に23区の自治体で採用されており、今後、企業・自治体に広く採用を呼び掛けていく予定である。

　　(ｂ)　在日外国人に対する法的サービスに関する調査

　　現在200万人いると言われる在日外国人に対する法的サービスが十分に提供されているか、まだ、どのように紛争が解決されているかを調査し、不足する法的サービスの提供を検討するもので、既に数か国の組織とコンタクトをとって調査を開始している。その中でもインドネシアに注目しており、在日インドネシア大使館とも協力し、在日インドネシア人への法的サービスのあり方について調査等をすすめているところである。また、インドネシア本国における日本の弁護士・弁護士会との協力についても今後、検討していく予定である。

　　(ｃ)　スマートフォンを通じた会員・市民への情報発信

　　スマートフォン用のアプリケーションを開発し、若手会員に対しては、東弁が実施する研修やイベント等の情報を提供し（会員向けアプリは若手会員総合支援センターが担当）、市民のうち、まず中小企業に対して、タイムリーな法情報や当会が提供している法律相談等の法的サービスに関する情報を発信するもので、法律相談の予約も視野いれて開発を検討しているものである。

　　(ｄ)　広報戦略に対するサポート

　　本ＰＴは、依然として敷居が高いといわれる弁護士のイメージを払拭し、市民や企業にとって親しみのある弁護士・弁護士会を目指して、これまでにない新たな広報戦略を実施するＰＴである。その第一弾として、2015（平成27）年8月に東京ドームが主催するプロ野球（イースタンリーグ）興業のスポンサーとなり、東京ドームへの来場者に対し、キャラクターも導入して東弁のアピールを行い、一定の成果を出すことができた。本ＰＴでは、今後も、新たな広報戦略を実施する予定である。

　　(ｅ)　少額債権サービシングに関する新方式の検討

　　従来はコスト倒れになるために個々の弁護士が受託できなかった少額債権の回収について、採算性を高めるための一括受託等の方式を検討しており、現在、医療未収金、賃料、給食費等をテーマとして調査を開始している。

**④ 最後に**

　　　東弁の上記取り組みの中には一部成果を出し始めているものがあるが、冒頭に述べたとおり、弁護士の領域拡大の意義や目的は、これまでの弁護士業務において、対象とされてこなかったり、十分にはフォローされていなかった分野・ 領域に対し、市民や企業等が真に必要とする法的サービスを提供し、もって法の支配の徹底を目指すものであることから、日弁連、各単位会とも有機的に連携して、失敗を恐れず、粘り強くチャレンジをし続けていくことが重要性であり、今後も地道に取り組んでいかなければならないものである。

**(2)　若手会員支援について**

**① 若手会員の問題状況**

弁護士人口の増大と社会経済情勢の変化に伴い、弁護士会における若手会員に対する取組の重要性が指摘されている。具体的には、新規登録弁護士の就職問題、法曹の質に関する議論、いわゆる即時独立・早期独立によるOJT不足や孤立化の問題、会務・会派離れなどの指摘である。

基本的人権の尊重と社会正義の実現を使命として弁護士自治を与えられた弁護士会においては、若手会員に対する諸問題への取り組みは、単に職能団体における後進養成という観点による支援にとどまらず、上記使命を十全に全うするための社会に対する責務である。

**② 新規登録弁護士の就職問題**

近時の新規登録弁護士の大幅な増加により、いわゆる就職困難問題が生じていることが指摘されている。司法制度改革では、弁護士が企業や自治体にも積極的に進出し、法の支配を社会の隅々にまで行き渡らせることが期待されたが、司法基盤の整備が遅れているにもかかわらず弁護士増加のスピードが速すぎたことから、若手会員の就職難という問題が発生している。

このような新規登録弁護士の就職難の結果、先輩弁護士に雇用されて実務を通じてじっくりと指導・教育を受けることができる従来のような勤務形態（いわゆるイソ弁型の勤務形態）以外の勤務形態として、執務スペースの提供などの支援があるものの業務受任や収入の保証がない独立採算型の勤務形態による弁護士や、即時又は早期に独立する弁護士が相当多数出現するに至っている。

新規登録弁護士の就職対策として、従来、日弁連の就職説明会のほか、東京三弁護士会では毎年合同の就職説明会を実施してきたが、求人数に対する求職者数が圧倒的に多い状況が続いている。新規登録弁護士の採用に関して需給バランスが崩れていることは明らかであり、新規登録弁護士の就職対策の観点から、弁護士会としては、引き続き、広報等を通じて、就職説明会に参加する法律事務所及び企業の増加のために努力していかなければならない。

**③ 若手会員総合支援センター**

東弁は、2014（平成26）年9月に、若手会員総合支援センターを設置した。

若手会員総合支援センターは、弁護士登録5年以内の弁護士会員の業務を総合的に支援することを目的とし、①対象会員に対する弁護士業務支援についての政策の立案及び実施、②対象会員に対する研修制度の拡充、③対象会員に対する開業及び就業の支援などを職務とする。

現在、若手会員総合支援センターでは、50期代、60期代を中心とした若手主体の委員構成により、次の部会構成により積極的に活動している。なお、若手会員の業務支援は、弁護士の活動領域の拡大と密接に関連していることから、若手会員総合支援センターは、同じく2014（平成26）年9月に設置された弁護士活動領域拡大推進本部と連携して活動を行っている。

（ア）業務サポート部会

弁護士業務に役立つ研修の企画・開催、弁護士業務に役立つ情報提供、チューター制度等の業務支援を活動内容とする。

2015（平成27）年9月には、若手会員に対するOJTの機会提供の試みとして、上野松坂屋における無料法律相談会を実施した。これは、若手会員と指導的役割を果たす会員とが一緒に法律相談及び引き続いての事件受任を共同で行うことを通じて若手会員にOJTの機会を提供しようとするものであり、無料相談であったことも相まって予定枠を上回る相談者を得て、若手及び相談者のいずれにも好評であった。今後の新たな若手支援策の一つの形として前向きな検討が望まれるところである。

（イ）環境支援部会

若手会員に対する情報発信体制の整備、若手会員の意見を募る体制の整備、若手会員の要望・ニーズ調査等を活動内容とする。

現在、会内外へ向けた情報発信ツールとして、スマートフォン用アプリケーションの開発を検討しているところである。

（ウ）開業・就業支援部会

開業に役立つ研修の企画・開催、開業に役立つ情報提供、就業に役立つ情報提供、開業・就業支援についての若手会員の要望の調査等を活動内容とする。

2015（平成27）年10月には、「東京で独立開業する。～その日に向けて」と題した独立開業準備に関するセミナーを開催したところ、約200名もの参加者を得た。主に若手会員を中心とした参加者からは好評の感想が聞かれ、独立開業に関する関心の高さが窺われる。

法曹親和会としては、東弁における若手会員総合支援センター及び弁護士活動領域拡大推進本部の活動を支援し、若手会員の業務を支援し、推進していく所存である。

**④ 新規登録弁護士に対するクラス別研修**

東弁は、第65期司法修習生の一斉登録日である2012（平成24）年12月20日以降に入会する会員を対象として、クラス別研修制度を導入した。クラス別研修制度は、以下の理由から積極的に推進されるべきである。すなわち、近年、司法試験合格者数が増加するとともに、司法研修所のクラスが実務修習地ごとに編成されていることから、新進会員においては、互いに面識のある司法修習同期生の比率が低下している。そのためか明らかではないが、新進会員の弁護士会に対する帰属意識が希薄化しているとの懸念が生じており、新進会員の会務活動への参加率の低下を指摘する声も存在する。この点、クラス制は、弁護士会への入会を契機とする知人・友人を増やすことにより、弁護士会に対する帰属意識の低下を防止し、会務活動への参加率を向上させる一定の効果が見込まれる。また、法科大学院の教育における少人数・双方向の講義について、その有益性が指摘されており、新規登録弁護士研修を少人数のクラス制でディスカッション形式により実施することは、研修効果の向上の観点からも望ましい。

そして、各クラスに世話人が配置されることにより、弁護士会における世代間のつながりを構築するとともに、新規登録弁護士に対する実効性のある支援となり得る。即時独立や早期独立が増加している今日において、新進会員に対し、身近に相談できる先輩弁護士を紹介する機会があることは極めて重要である。

そのため、新規登録弁護士に対するクラス編成を行い、クラス単位で新規登録弁護士研修を実施することは、研修効果の向上、弁護士会に対する帰属意識の希薄化防止、新進会員に対する支援体制の効率化などの観点から極めて望ましく、積極的に推進すべきである。

クラス別研修制度においては、①実務に即応した双方向形式の研修の実施、②新規登録弁護士の相互間の交流・親睦、③東弁の会務参加の促進という三つの目的が掲げられている。

クラス別研修は、新規登録弁護士研修における選択項目の集合研修として実施するものであり、各クラスを20名程度（新規登録弁護士研修細則上は、30名以下。）にて編成し、民事・家事を題材とするテーマをゼミ形式で行うものである。なお、刑事弁護は、必須項目の集合研修として多くの講義が予定されていること、すでに少人数のゼミ方式による経験交流会を含むカリキュラムが別途実施されているためテーマの対象としていない。クラス別研修は、全7回程度を予定し、うち3回以上の出席が義務となる。

また、各クラスには、世話人として担任（弁護士登録5年目から10年目まで）及び副担任（弁護士登録11年目以上）が配置されるが、新規登録弁護士による自主運営方式を基本とし、所定のテキストを利用する（専門カリキュラムについては、関連委員会から講師が派遣される。）。世話人の人選については、会長指名とするが、担任については各委員会の推薦を募る。副担任については、事実上、会派の推薦を前提としている。クラス別研修がその目的を実現するか否かは、世話人の力量によるところが著しく大きいと考えられ、世話人の人選が極めて重要である。そのため、世話人には、弁護士実務経験、会務活動経験はもとより、人格的にも世話役として適性が高い人材が就任する必要があり、これらの人材を選定するためには、会派の人材発掘・推薦機能が重視されなければならない。法曹親和会としては、クラス別研修制度を積極的に推進する観点から、有意な人材を多数推薦するとともに、これらの世話人による活動を支援していく所存である。

クラス別研修制度は、運用開始から3年間を経て非常に好評を得ている。東弁における成功を参考に、第一東弁・第二東弁・大阪弁護士会が類似の制度の導入を行ってきている。法曹親和会としては、多数の世話人を推薦し、また、クラス別研修を受講した65期乃至67期の弁護士が多数所属していることから、クラス別研修の制度・運用の改善に積極的に関与し、より充実したクラス別研修制度を構築していく所存である。

**(3)　親和全期会による政策提言と実現**

親和全期会は、2010（平成22）年1月、東弁の今後10年間及び10年後の会務活動全般につき生じうる重要な問題点とその対策について意見を募集したのに応じ、同年7月、「東弁の将来構想に関する意見」（以下「本意見書」という。）を東弁に提出した。

　本意見書は、東弁の運営の充実と強化等を目指し、政策の継続性や長期性を担保するため、数名の会員弁護士が数年間常勤で東弁の中期事業計画の策定・実現支援・モニタリング等を担う、経営企画室（仮称）構想を提案した。親和全期会は、2014年3月5日、東弁理事者の職務を補佐する嘱託弁護士の制度（理事者付嘱託）を提案する意見書を東弁に提出したが、これは、より実践的で現実に即した形で本意見書の経営企画室構想の趣旨を盛り込んだものである。

　そして、東弁は、2014（平成26）年11月、初めて9名の理事者付嘱託を採用した（期は59期から63期。担当は政策が2名、23条照会が2名、震災・刑事弁護・広報・会務活動・調査が各1名）。親和全期会が経営企画室構想の延長線上に位置づけられる理事者付嘱託を具体的に提案したことも、上記採用の決定に影響を及ぼしたものと思われ、本意見書が東弁の政策に具体的に反映される結果となった。

　また、本意見書の作成にあたり、親和全期会は会員向けに東弁将来構想に関するアンケートを実施し（その結果は本意見書に添付されている）、そのアンケートの中には「新規登録弁護士について、新たに40人～50人程度のクラスに編成して、随時、研修や懇親、意見交換会などを設ける案を提唱する考え方があります。この考え方に賛成しますか（※一部原文を修正）」との設問もあった。因みに当該設問に対しては、賛成26名で反対12名と賛成の方が圧倒的に多かった。

　そして、東弁は、2013（平成25）年1月よりクラス別研修を開始し、多くの会員から積極的に評価されていることは周知のとおりである。本意見書のアンケート結果も、クラス別研修の導入に一定の影響を及ぼしたものと思われる。

　このように、親和全期会が提出した意見は、東弁においても具体的な政策として結実しており、法曹親和会・親和全期会が会内で英知を結集して議論を深め、弁護士会の政策に関する意見や要望を取りまとめて発信していくことの意義は計り知れない。